

科目等履修生について／免許法別表第3（第6条関係）

小学校での教職経験が20年あります。現在、所有している2種免許状を1種にしたいと考えていますが、何単位でどのくらいの期間が必要になりますか。

科目単位は授与権者の指導になりますので都道府県教育委員会にご確認ください。なお、別表第3での申請(検定)にあたっては、短大卒の方で5年の教職経験がある場合45単位の履修となりますが、教職経験年数に応じて単位が軽減され、20年の教職経験がある場合には10単位程度の履修になることが考えられます(10単位が最少単位)。本学で10単位を履修するにあたっては、個人によって差異はありますが、一般的には1年で十分に修得できる範囲です。

出身大学の所在地である神奈川県発行の中学校教員免許状を所有しています。現在、東京都に在住しながら、埼玉県私立学校に勤務しています。免許状取得に係る指導は、どの教育委員会から受けたら良いのでしょうか。

指導を受ける教育委員会は免許状を申請しようとする教育委員会になります。通常、免許状の申請は居住する都道府県教育委員会になりますが、教職に就いている場合は、その勤務地の都道府県教育委員会に申請するのが一般的です。

